

高知大学医学部附属病院臨床遺伝診療部規則

平成23年9月13日
規則第25号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、臨床遺伝診療部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 臨床遺伝診療部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝性疾患等のカウンセリングに関すること。
- (2) 遺伝性疾患等に係る情報提供に関すること。
- (3) 遺伝性疾患等に係る診断、治療等についての助言に関すること。
- (4) 遺伝診療に係る倫理的問題の適正な処理に関すること。
- (5) 臨床遺伝に係る研修に関すること。
- (6) ヒトゲノム・遺伝子解析研究のカウンセリングに関すること。
- (7) その他遺伝性疾患等に関すること。

(運営委員会)

第3条 臨床遺伝診療部の運営に関し必要な事項を審議するため、臨床遺伝診療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、臨床遺伝診療部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。